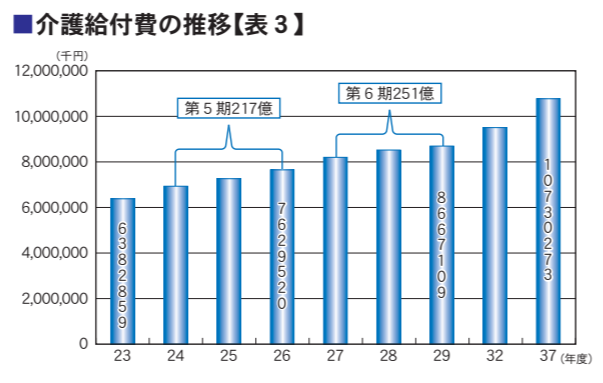


# 安全・安心・やすらぎプランをスタート



高齢者が安心して暮らせるよう、高齢者福祉や介護保険事業の充実を図るため、平成27から29年度までの3年間を期間とした「高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画(安全・安心・やすらぎプラン)」を策定、スタートしました。今号では計画の概要を紹介します。



### ■介護施設の整備計画【表4】

建設予定施設	定員、施設数
認知症対応型共同介護(グループホーム)	今後、増加が見込まれる認知症対策として、利用定員9人、2カ所を計画
地域密着型特定施設入居者生活介護	施設入所待機者解消のため、利用定員29人、2カ所を計画
介護老人福祉施設	介護従業者の動向などを見据えながら、利用定員100人、1カ所の整備を推進



は30・2割増の見込みとなつていきます。この増加により、介護サービス経費は第5期計画(24(26年度)と比較して、34億円ほど増える見込みです【表2】。また、高齢者世帯や認知症の高齢者の増加が予想され、介護サービス利用者はさらに増えていく見込みです。

## 利用者の増とサービス水準保持のため額改定

このような状況から、計画の策定にあたり、本年度からの介護保険料を見直し改定しています。65歳以上の第1号被保険者は基準月額で5988円、第5

期に比べて1077円増えています。介護サービス費用は全体の22%を保険料で負担すること、制度で定められています。サービス費用の増額は、保険料の増につながりますが、今後3年間の必要な介護サービスを見込んだ場合、必要な増額となります。

現在、全国的に高齢化率、要介護認定率が高い市町村、介護サービスが充実している市町村ほど保険料が上昇する傾向にあります。また、保険料の上げ幅が急激にならないよう、よりきめ細かな設定にしました。従来、保険料の所得段階は

6段階でしたが9段階とし、低所得者対策として第1段階の保険料は国県など公費により負担軽減を図る予定です。※保険料の所得段階は、広報とめ4月1日号をご覧ください。

## 入所待機者解消に向け介護施設の整備を促進

また、介護サービス利用者や各種状況に対応していくため、施設の整備を計画しています【表4】。

【問い合わせ】福祉事務所長 寿介課(介護給付係)  
☎0220(58)5551

## 超高齢化時代に向けてサービス費用も15割増

本市では、高齢者(65歳以上)比率が増え続けており、平成32年度には3人に1人が高齢者という超高齢化社会が間近に迫っています【表1】。このような状況から、高齢者福祉計画・介護保険事業計画(安全・安心・やすらぎプラン)を見直しスタートします。

今回のプランでの基本目標は大きく3つに分けており【高齢者の生きがい対策の充実】「生きがい対応デイサービス事業、老人クラブ等育成事業、シルバー人材センターの支援などの就労の促進など【健康寿命の延伸と安心して生活できる環境づくり】生活習慣病予防対策の推進、介護予防・日常生活支援総合事業、認知症予防と早期発見など【地域包括ケアの推進と円滑な介護保険制度の運営】在宅医療、介護連携の推進、高齢者福祉サービスの充実、介護老人施設の整備などを実施していきます。

各事業の推進にあたり、各種数値を推計したところ、要介護認定者数は26年度5314人が29年度は10・7割増の5882人、37年度に

## 02 Information

# 国保税算定基準が改定されます

平成27年度国民健康保険税の算定基準が改定されます。この改定は、地方税法の一部改正によるもので、課税限度額【表1】と軽減対象世帯の軽減判定所得【表2】が変更となります。



### ■課税限度額【表1】

区分	現行	改正後
医療分	510,000円	520,000円
支援金分	160,000円	170,000円
介護分	140,000円	160,000円
計	810,000円	850,000円

### ■軽減判定所得【表2】

軽減割合	軽減対象となる世帯の所得の基準	
	現行	改正後
7割	33万円以下	33万円以下
5割	33万円+(24.5万円×被保険者)以下	33万円+(26万円×被保険者)以下
2割	33万円+(45万円×被保険者)以下	33万円+(47万円×被保険者)以下

